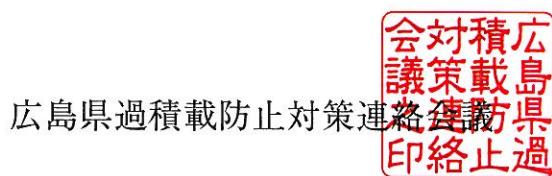


平成23年2月

荷主各位



広島県過積載防止対策連絡会議

広島県過積載防止対策連絡会議

広島県警察本部

広島労働局

中国運輸局広島運輸支局

自動車検査独立行政法人中国検査部

中国地方整備局広島国道事務所

中国地方整備局福山河川国道事務所

中国地方整備局三次河川国道事務所

広島県

広島市

西日本高速道路株式会社 中国支社

本州四国連絡高速道路株式会社

しまなみ尾道管理センター

社団法人広島県トラック協会

大型トレーラなどの適正な運行への協力について（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のことと、お喜び申し上げます。

平素は、交通運輸に関する施策の推進に格別なるご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、わが国の道路は、一定の構造基準により作られていることから、道路の保全、交通の危険を防止するため、道路法により道路を通行する車両の大きさや重さが制限されています。

この制限を超えた大型トレーラなどの車両を「特殊車両」といい、道路を通行する場合には特殊車両通行許可が必要となり、申請から許可までの標準処理期間が3週間以内とされています。

しかしながら、各道路管理者との個別審査が必要な場合は、通行許可が下りるまで1ヶ月～2ヶ月以上かかることもあります。昨今、無許可や通行条件違反（許可以外の経路を通行、誘導車の配置を行わない）など、結果的に違法行為につながる要因ともなっています。

輸送の安全確保、法令遵守は、トラック事業者自らの自覚が第一であります。安全・安心な運行を維持するためには、荷主の皆様方の更なるご理解とご協力が不可欠です。

つきましては、裏面について、特にご配慮いただき、トラック運送事業者が通行許可に要する期間を確保できる早めの発注、通行許可申請や許可条件（誘導車配置）に係る費用負担など、適正な運送依頼に積極的に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

特殊車両とは

● 「車両の構造が特殊」

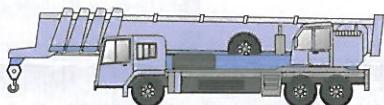
車両の構造が特殊なため、一般的制限値のいずれかが超える車両で、トラッククレーン等自走式建設機械、トレーラ連結車の特例5車種（バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ用、自動車の運搬用）、あおり型、スタンション型、船底型の追加3車種をいいます。

● 「貨物が特殊」

分割不可能なため、一般的制限値のいずれかが超える建設機械、大型発電機、電車の車体、電柱などの貨物をいいます。

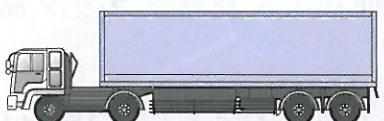
特殊な車両の種類

● トラック・クレーン

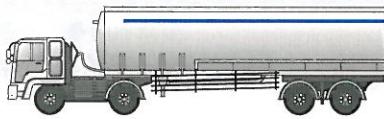


■ 追加3車種

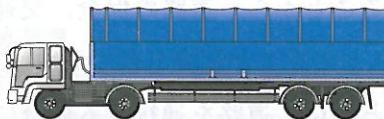
● バン型セミトレーラ



● タンク型セミトレーラ



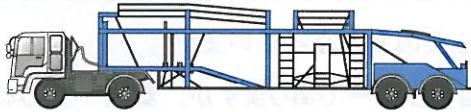
● 幌枠型セミトレーラ



● コンテナ用セミトレーラ

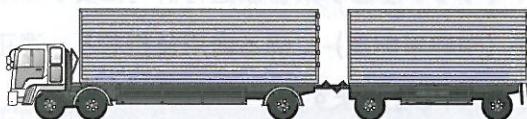


● 自動車運搬用セミトレーラ



■ その他

● フルトレーラ



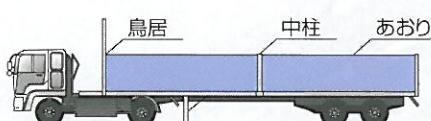
● ポールトレーラ



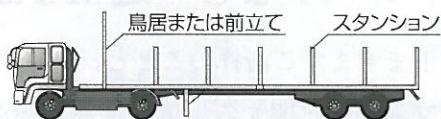
■ 追加3車種

貨物の落下を防止するために十分な強度のあおり等及び固縛装置を有していなければなりません。

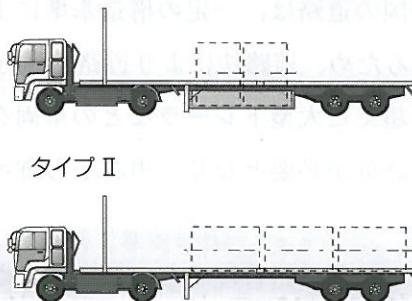
● あおり型セミトレーラ



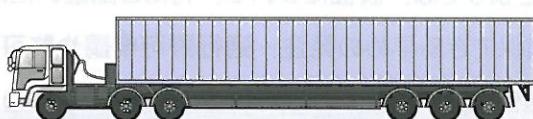
● スタンション型セミトレーラ



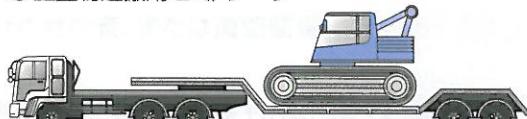
● 船底型セミトレーラ タイプI



● 海上コンテナ用セミトレーラ



● 重量物運搬用セミトレーラ



道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により作られます。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さを次のとおり制限しています。この制限のことを「一般的制限」といい、制限値のことを「一般的制限値」といいます。

車両の諸元	一般的制限値（最高限度）
幅	2.5メートル
長さ	12.0メートル
高さ	3.8メートル（高さ指定道路は4.1メートル）
重さ	総重量 軸重 隣接軸重
	20.0トン（高速自動車国道又は重さ指定道路は25.0トン） 10.0トン ●隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン) ●隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン 5.0トン
輪荷重	
最小回転半径	12.0メートル

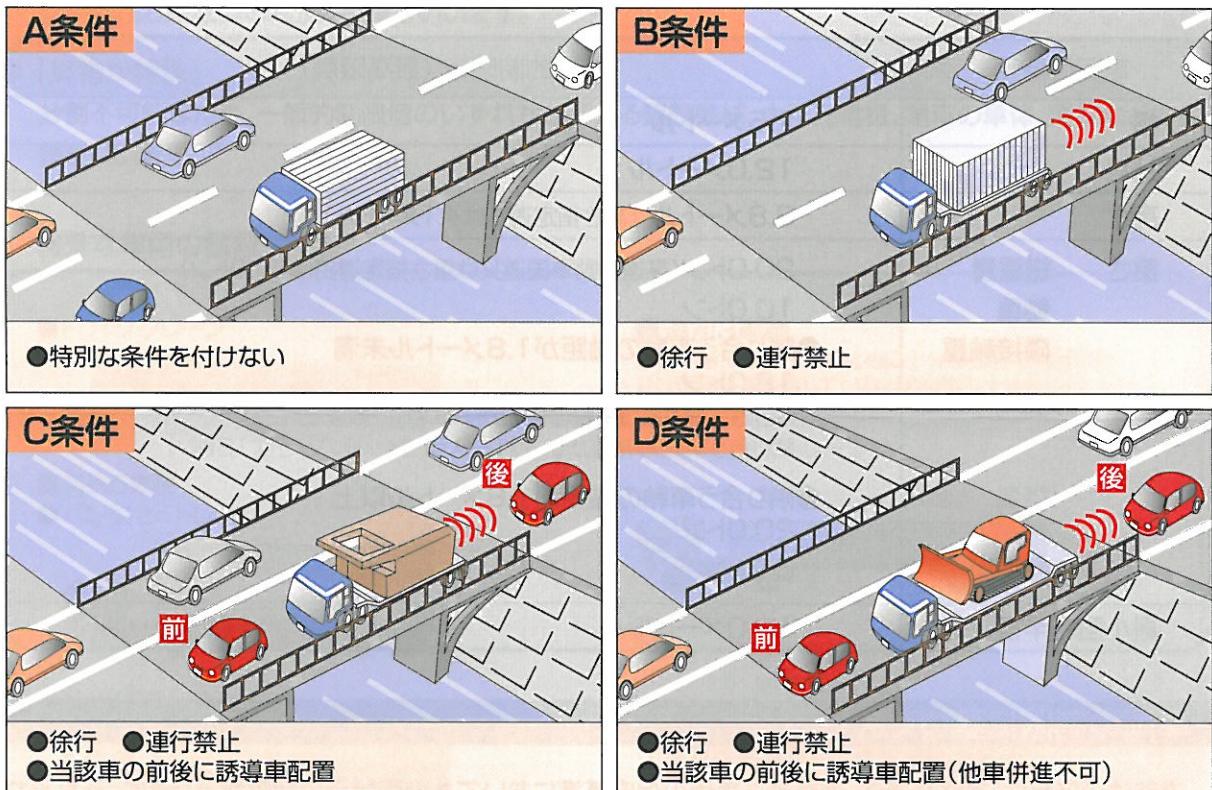
車両の制限に基づく法令

道路法のほかに、道路交通法、道路運送車両の保安基準においても車両諸元の制限があります。それぞれの法の目的に応じて、車両の幅、長さ、高さ、重量などについて規定が設けられています。各法令による車両諸元に関する規定を比較すると以下になります。

	道路法 (車両制限令)	道路交通法 (道路交通法施行令)	道路運送車両法 (道路運送車両の保安基準)
高長さのお規定			
幅の規定			
重量	 ・高速自動車国道および重さ指定道路 (最大25t) ・その他の道路(20t)	規定なし (No regulation)	

許可条件

道路管理者が通行することがやむをえないと認めるときは、通行に必要な条件を付けて許可されますが、その条件には次のようなものがあります。



● 誘導車

誘導車は、カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導処置や、橋梁などの構造物の保全などのために配置するものです。

● 誘導車の配置条件が付される場合

重量に関する場合	車両が重いか又は耐荷力が低い橋梁等で車両を通行させる場合には、橋梁の同一経間内にその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、徐行するために当該車両の前後に誘導車を配置します。
寸法に関する場合	車両の寸法が大きい又は道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行やトンネル等を通行する際に高さの関係で他の車線にはみださなければ通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、徐行し、かつ当該車両の前後に誘導車を配置します。

罰則

許可なくまたは許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の命令に違反した者などに対しては、罰則が定められています。

罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主も、同じように科されます。